

平成27年第4回臨時会

天栄村議会会議録

平成27年7月16日 開会

平成27年7月16日 閉会

天栄村議会

平成 27 年第 4 回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月16日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
村長議会招集挨拶	3
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
閉会の宣告	11

第 4 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成27年第4回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成27年7月16日（木曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集挨拶
日程第 4 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君	参事兼 地域整備 課長	佐藤	市郎	君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局長	蕪木	利弘		書記	星	千尋	
書記	吉田	真由美					

◎開会の宣告

○議長（小山克彦君） 皆さん、こんにちは。

本日は公私ともにご多忙のところ、平成27年第4回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成27年第4回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

これより平成27年第4回天栄村議会臨時会を開会いたします。

(午後 2時00分)

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山克彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

8番 須藤政孝君

9番 後藤修君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山克彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、服部晃君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

[議会運営委員長 服部 晃君登壇]

○議会運営委員長（服部 晃君） 本臨時会についての会期の報告を申し上げます。

本日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成27年第4回天栄村議会臨時会の会期についての審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1日限りと決定を見ました

ので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部晃君からの報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（小山克彦君） 日程第3、ここで村長より平成27年第4回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 皆さん、こんにちは。

本日、ここに平成27年第4回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は1議案をご提案いたしましてご審議をいただくものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてであります。除雪ドーザ購入に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上1議案を提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成27年7月16日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（小山克彦君） これで村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成27年7月16日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1 取得する財産及び数量 除雪ドーザ1台。
- 2 契約の方法 指名競争入札。
- 3 契約金額 937万4,400円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額69万4,400円。
- 4 契約の相手方 住所、福島県郡山市下亀田16番地3、氏名、コマツ福島株式会社郡山支店、支店長、金子宏志。

提案理由のご説明を申し上げます。

このたび本庁管内で稼働しております除雪車が老朽化していることから、新たに除雪車を購入して除雪作業を行うため、購入契約を締結するものでございます。

交換の対象となる除雪車両でございますが、川崎社製ローダーKLD50Z、昭和59年12月登録で31年使用したものでございます。

議案第1号説明資料をごらんいただきたいと思います。

購入仮契約書でございます。

品目、除雪ドーザ8トン級1台。

購入金額937万4,400円、うち消費税69万4,400円で、郡山市下亀田にありますコマツ福島株式会社郡山支店が指名競争入札において落札をしたものでございます。

納入期限ですが、平成27年11月27日としまして、平成27年7月1日に仮契約を結んだものでございます。

次のページをお願いいたします。両面コピーとなっているページ、2ページ、3ページでございます。

入札経過及び開札結果の写しでございます。

取り扱い事業者5社により競争入札を行ったところでございます。その中でコマツ福島株式会社郡山支店が税抜きで868万円で落札した旨の入札結果となっております。また5社中2社が辞退をしておりますが、先ほど納入期限を申し上げましたが、その納入期限内に納入が困難であるというような理由により辞退をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。4ページでございます。

購入除雪車の仕様書でございます。

コマツ除雪ドーザWA100、8トン級という機種で、除雪作業を正確に行うことができるよう仕様されたものでございます。

以上、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） この購入契約に直接あれる問題ではないんですが、ちょっとお聞きしたいんですが、現在、村所有のローダー、除雪機は何台あって、どのような配置になっているかお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

村所有の除雪機でございますが、現在、小型のミニローダーを含めて11台所有しております。今の時点で除雪をしておる台数は18台でやっております。民間から借り上げているのが7台というような形で今動いております。

除雪の範囲でございますが、10社に今動いてもらっておりまして、湯本が平和観光、レジーナの森、あと柿沼林業建設、あとリゾートトラスト・グランディ羽鳥湖、有限会社小山商店を含めて5社でございます。本庁側はおおき建設工業、八木沼組、大須賀建設、添田設備工業と信栄工業の5社でございます。以上10社でございます。範囲につきましては……いいですか。

○6番（渡部 勉君） 除雪機の配置だけ聞きたかったんだけど、大丈夫です。わかりました。了解しました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） このローダーは、これは金は補助なのか、補助事業なのか。そして去年、俺、聞いたとき、ふるさと農道だか何かの金が、こういう除雪さ使うのが、使えるように積み立てしているわけだばい。その金を使っているんでしょう。じゃ、舗装はできなくなるでしょうと言ったら、ほかから見つけてくると村長言っていたんだけど、十分見つけたと思うんですけども、その金はどのくらいあるの、今現在、これ使った残高は。これはふるさとの方に来た金だっけか。でなく、あれか、砂防のやつか、600万だか来るやつ。それをちょっと教えてもらえるか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えをいたします。

補助金の内容でございますが、基金として積み立てている金額は、電源立地開発基金とい

う名目の交付金でございます。今現在積まれました金額につきましては、1,118万円ほど基金として積んであります。今回、除雪車を買いましたので、税抜きで868万円についてはその中から支出するというようなことでございます。なお、消費税につきましては村負担というような規定がございますので、それについては村で負担させていただきます。基金の残った残額250万円につきましては、これは一旦また国のほうにお返しをするというよう形になっております。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） この電源立地の金の積み立てを2年でしょう、やったの、今まで。舗装は終わって、舗装に使っていた金を積み立てするんだと、舗装では余り思わしくないとい県から言われたんだというわけだったんだ、あの時はね。2年だから600万くらいこれもうもらっている、積み立てということはもらっている、返す必要ないと思うんだけど、何か理由があるのだべな、返さなきゃならないということは。600万だか1,200万でしょう。そして今度残高が今250万残っているわけだから。それ返したら、また2年過ぎてから、またその前に故障とか何か工面しなければならないとか何かになったときはどういう形にするんだか。村単独で最終的には出すしかあるめえけれども。その内容だな。金の使い方。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

先ほど、金を返すということのお話でございますが、県のほうに確認をしました。今現在積んである、2年間積みました、1,100万ほどあるんですが、除雪機を買った際には一度残ったお金については県に返してもらおうと。また来ている交付金についてはそのまま積んでいってもらおうというよう規定になっているそうでございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） すると、250万仮に返さなくてよいというのであれば、何もあるだけでちょっと買えばいいんだがね、何かまた、それ一つでなく。あと200万くらいのやつも、まだミニ除雪機、今村で買っている、50万だか70万で買っているやつ、ああいうやつさも利用できないのかな。俺は除雪だからできるんでないのかと思うんだな、雪国なら、なんでかんで返さなくたって。それは県によく、これからずっとこういくんだかわからないけれども、それ何とかしなきゃしゃあないべ、250万、ただもったいないでしょう、せっかく来たやつ。また新たに来たやつを使って、残ったらまた返す。何でもかまたそれ小型除雪機あっぱい、歩道掃いたり。ああいうやつまだまだあってもいいんだから、そこらはどういうものだかな、村長。村長に聞くべ。余った金の使い方。何とか県に行っていって言わなくてはいかんべ。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 2時17分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時19分）

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

先ほどの交付金について、残金を県に返さない方法はないのかというようなご質問だったと思いますが、今日ちょっと県のほうに問い合わせをいたしました。ことし入ってくる交付金と、あと今回戻さなくちゃならない250万を返さないで買う方法はないのかということだったんですが、計画変更を提出していただければそれも可能だという返答はございました。今回入ってくるのが500万、プラスあと250万返さないで、あと一般財源を入れるというような形であれば同機種も買えるのかなとは今思っております。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） じゃ、可能だということだばい、これは申請すれば。そうしたらば、そんなにみんな新しいやつじゃないんだから、それに合ったようなやつにミニのさっき言った歩道のところ掃くやつとかいろいろあっぱい。そんなやつを今度セットで買うように努力したほうがいいんでないのかな、もったいないから。そのやつをちょっと。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

機種を変える際には同じグレードのものというふうになっているものですから、今回同じ8トン級というようなことで交換になります。小型機だけを買うというのはちょっとこの事業には合わないというふうに解釈しております、今リースで受けているものがあるので、そのリースを対象にしたいと今考えております。それも同じ8トン級になります。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そのリースというのは、リースで今現在借りていたやつさも金を使えるということかい、その金を、リース代って。どうなっているの。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

すみません、私の説明が悪くて申しわけありません。今、先ほど言った信栄工業が広戸地区を除雪してもらっております。その信栄工業で使っている除雪車が今リースで借りております。今年度も12月から来年の3月までの4カ月間借りる予定をしておりますので、もし間に合うのであればそれに補充したいとは考えてはおりますが、ただ、除雪機械も5月ごろの発注にならないと機械が納品できないというような経過もございますので、その辺もちょっと

と考慮して考えてまいりたいと思っております。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これは議案でなくても除雪関係で質問してよろしいですね。除染関係で質問してもよろしいんですね。

○議長（小山克彦君） 除染。

○7番（熊田喜八君） 除染でなくて。

○議長（小山克彦君） 熊田議員、除染はこの議題に上がっておりません。

○7番（熊田喜八君） 除染でなくて、除雪に関して質問してよろしいですね、今の関連で。

例えば今の広戸地区の場合は信栄さんがやっているとお聞きしましたんですけれども、今まではどこの会社がやっていたんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今は1台少なく掃いていたものですから、おおき建設工業なんですけど、除雪ダンプで除雪をしておりました。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私の聞きたかったのは、今、広戸地区は信栄工業さんがやっておりますけれども、信栄工業さんの前はどこの会社がやっていたんですか。もう少し詳しく聞くと、信栄さんはいつからやるようになったんだか、その前はどこでやっていたんですかということ、広戸地区、まあ、はっきり言えば大山地区なんですけれども、それを聞きたかったんです。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今まで広戸地区、大山団地を除雪していたのがどこなのかというようなご質問ですが、今まで実施してましたのは、おおき建設工業に依頼しました除雪ダンプ、大型の16トンのダンプカーで掃いておりました。範囲が広いものですから、今回、昨年2月の大雪の際に時間的に余裕がなかったというようなことで、ことしの冬から信栄工業に掃いてもらっている状態でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 実はこういうことが聞きたかったんです。例えば大山団地のフェンスとか金網がありますよね。あれは今までは何でもなかったんですよ。何か去年になったら急に金網のフェンスがこういうふうには、あれは確認していますか、村のほうでは。私、余りそういうこと言いたくないんですけども、今までは何でもなかったんです、境界線、フェンスが。あれがひどいんですよ、やられて、どぼどぼどぼと。だから、今まで除雪の人はプロが

やっていたんだが、今度の除雪している人が何か素人がやったような仕事なので、あと例えば公共物が壊れた場合には責任というのはどうなっているんだか、村のほうでその確認をして、それをもとに戻すとか、そういうことをやっているのかやっていないのか、それをお聞きしているんです。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

基本的には除雪作業で壊したものについては地域整備課のほうで、よほどオペレーターの過失がない限りは私どもで修理をしております。過度にある場合にはその業者に復元してもらっているということもございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 後で確認してください。何か素人がやったようで、フェンスが、金網がすごいですよ、やられて。倒れていますから。よっぽど素人がやったのかなと思って、時間があるから、こんなことをいちいち質問する人もいないだろうけれども、結局、一応確認のために、どちらに責任があるのか、あと公共物の場合はどちらに責任があるのか、例えば委託したほうがちゃんともとに戻すんだか、その辺も確認してください、余りにもちょっとひどいので。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回の提出議案については、先ほどからいろいろ議論伯仲しておるわけでございますけれども、先ほど課長からの答弁ですと、このドーザを購入するには5月ごろの時点で発注しないと間に合わないと言いました。しからば、その後6月議会があったんですから、6月議会に案件として提出することは可能だと思えるような気もするんですが、どういう事情で6月議会には議案として提出されないで、今回、臨時議会でやるようになったんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、何で6月というようなことでございますが、正直、急がせてはあったんですが、なかなか担当も不慣れというようなことで、今回6月になってしまった経過がございます。大変申し訳ございません。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、6月議会に提出するのに、議事的なことで提出するのが間に合わなかったという理由なんですか、それだけ。

といいますと、今回これは必要なことだから当然出してしかるべきだと思いますが、交換しなくちゃならない、故障して、これは新規に換える必要があるという時点で、かなり前にわかっていたと思うんですが、それはいつごろ確認できたんですか。6月議会以前に、これは交換しなくちゃならないというようなことはわからなかったんですか。わかるとすれば、そのときに6月議会に提出するように議事的なことは進めるべきだと思うんですが、その点は、いつごろこれを交換するというような確認はとれたんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

基金の残高が1,100万程度でございます。先ほど8トン車の予定価格、会社での売り値と申しますか、その金額でいきますと1,600万程度の値段となっております。その差がございましたので、ことしやるか、それとも次年度にするかというのをちょっと迷いまして、再度見積もりをいただいて確認したところ、大分落ちるというような見通しがついたものですから、今回、定例議会じゃなくて臨時議会というような形にさせていただきました。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 臨時議会を開かなくちゃならないというような重要な案件については、やるのが当然だと思いますが、村長にも言うておきたいと思いますが、なるべく定例議会、年4回あるものですから、それに合わせるようにして、なるだけ臨時議会、議案がたったとは言いませんが1件で、このくらいのことならば、なるべくなら合わせて定例議会に組み込むような配慮をしてしかるべきかと思っておりますので、その点を申し添えておきたいと思っております。

以上です、私は。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

ただいまの議件をもちまして、平成27年7月16日招集の平成27年第4回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は、全て終了いたしました。

これにて平成27年第4回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年10月9日

議 長 小 山 克 彦

署 名 議 員 須 藤 政 孝

署 名 議 員 後 藤 修

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	財産の取得に関し議決を求めることについて	7月16日	原案可決